

平成 29 年 2 月 23 日

東京労働局労働基準部監督課

平成 27 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果を公表します

～ 都内 137 企業に対し、11 億円 5,602 万円の支払を指導～

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 1 年間（平成 27 年度）において、管下 18 の労働基準監督署（支署）が時間外・休日及び深夜労働に対する割増賃金の支払が適正に行われていないとして監督指導を行った結果、その支払額が 1 企業で 100 万円以上となった事案を取りまとめました。

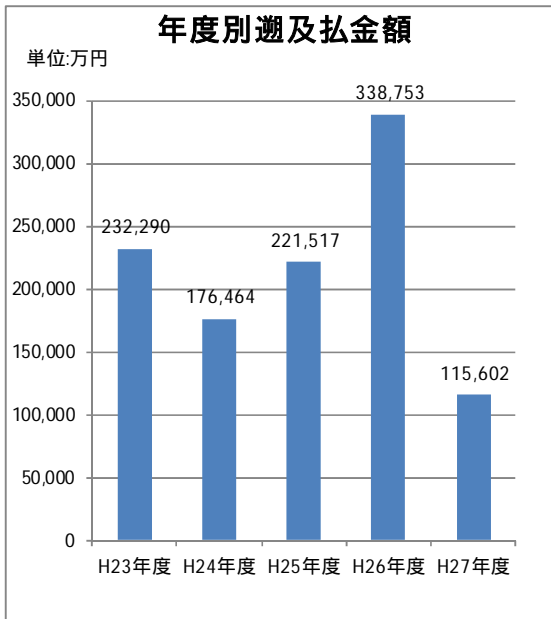
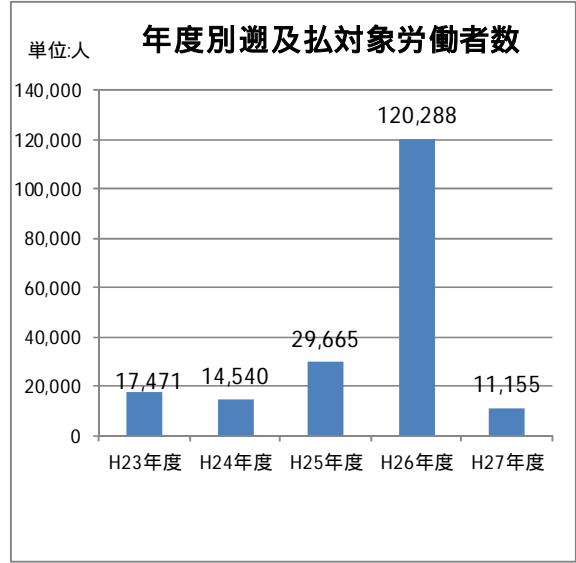
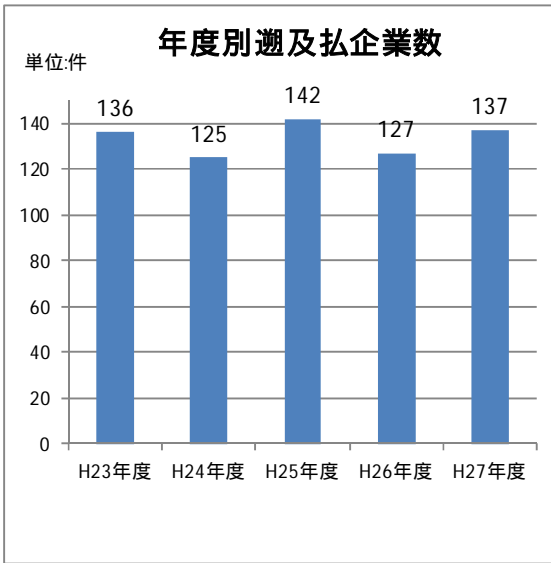
《平成 27 年度東京労働局管内における監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント》

- 1 是正企業数 137 企業（対前年度比 10 企業増）
うち、1000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、25 企業。
- 2 支払われた割増賃金合計額 11 億 5,602 万円（同 22 億 3,151 万円減）
- 3 対象労働者数 11,155 人（同 109,133 人減）
- 4 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 844 万円、労働者 1 人当たり 10 万 4 千円
- 5 1 企業での最高支払額は「3 億 1,889 万円」（金融業）、次いで「8,047 万円」（製造業）、「3,254 万円」（接客娯楽業）の順

東京労働局における100万円以上及び1,000万円以上の割増賃金の遡及支払状況(平成27年度分)

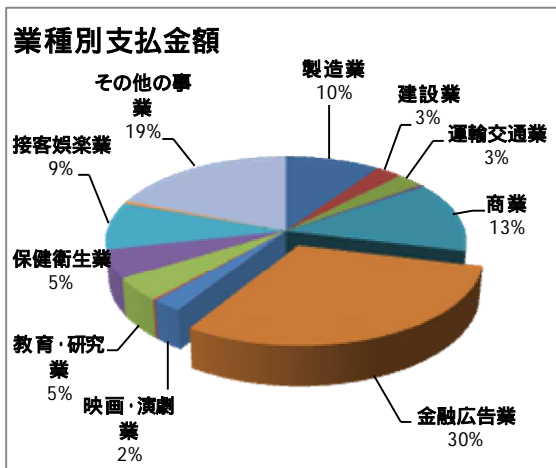
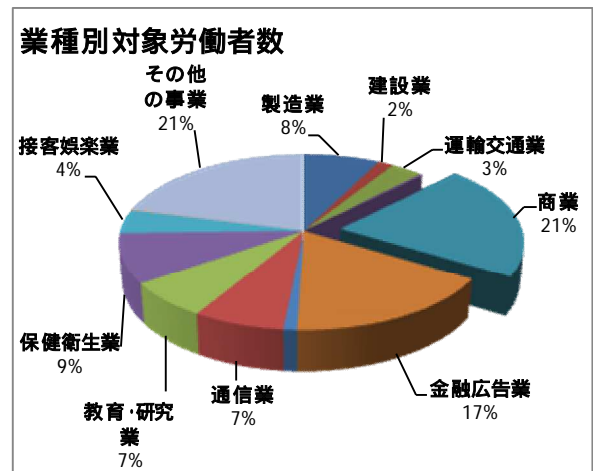
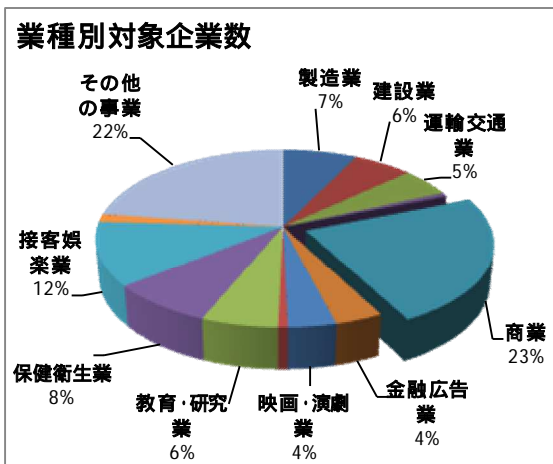
第1表 対象企業数、労働者数及び支払金額

年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
H23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,708
H24年度	125	14,540	176,464	12.1	1,412
H25年度	142	29,665	221,517	7.5	1,560
H26年度	127	120,288	338,753	2.8	2,667
H27年度	137	11,155	115,602	10.4	844



第2表 業種別の対象企業数、労働者数及び支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均 支払金額 (万円)	企業平均 支払金額(万円)
製造業	10	840	11,090	13.2	1,109.0
建設業	8	173	3,058	17.7	382.3
運輸交通業	7	353	3,217	9.1	459.6
貨物取扱業	1	40	503	12.6	503.0
商業	32	2,358	15,363	6.5	480.1
金融広告業	5	1,871	34,904	18.7	6,980.8
映画・演劇業	5	116	2,794	24.1	558.8
通信業	1	793	282	0.4	282.0
教育・研究業	8	750	5,206	6.9	650.8
保健衛生業	11	1,025	6,240	6.1	567.3
接客娯楽業	16	486	10,494	21.6	655.9
清掃と畜業	2	11	550	50.0	275.0
その他の事業	31	2,339	21,901	9.4	706.5
合計	137	11,155	115,602	10.4	843.8



～賃金不払残業の解消のための取組事例～

<事例1> 業種：金融業

【賃金不払残業の状況】

会社は、労働者の自己申告による始業・終業時刻に基づき労働時間を把握していたが、パソコンの使用時間の記録から、時間外勤務が正しく申請されていない疑いが認められた。

【監督署の指導内容】

割増賃金を適切に支払っていないことについて是正勧告を行った。また、労働時間について聴き取り調査を行うなど実態調査を行い、不足額を支払うこと、労働時間を適正に把握することについて指導した。

【企業が実施した改善策】

労働者から聴き取り調査を行った結果、賃金不払残業が認められたことから、不払となっていた2年間の割増賃金（約1730名、約114,610時間分）を支払った。

また、自己申告制による時間管理を廃止し、勤怠管理システムを導入。勤怠管理システムとパソコンのログデータを連動させることにより、各労働者の労働時間を適正に把握できるよう改善策を講じた。

<事例2> 業種：製造業

【賃金不払残業の状況】

会社は、労働者の自己申告による始業・終業時刻及び時間外労働を把握していたが、警備記録やパソコンのメール送信記録から、時間外勤務が正しく申請されていない疑いが認められた。

【監督署の指導内容】

割増賃金を適切に支払っていないことについて是正勧告を行った。また、労働時間について聴き取りを行うなど実態調査を行い、不足額を支払うこと、労働時間を適正に把握すること、時間外労働に関する協定の適正な運用について指導した。

【企業が実施した改善策】

労働者からの聴き取り調査や入退館記録などの調査を行った結果、賃金不払残業が認められたことから、不払いとなっていた2年間の割増賃金（約210名、約69,300時間分）を支払った。

また、早朝・深夜に入退館する労働者に対して、守衛室でその時刻を記録、入退館時刻の記録と始業・終業時刻の記録にかい離がないか所属長と総務部門で二重に確認、業務の分散や人員の拡充による時間外労働に関する協定の遵守などの改善策を講じた。

< 事案 3 > 業種：接客娯楽業

【賃金不払残業の状況】

会社は、労働者の自己申告による始業・終業時刻に基づき労働時間を把握していたが、事務室の鍵の管理簿から、時間外勤務が正しく申請されていない疑いが認められた。

【監督署の指導内容】

割増賃金を適切に支払っていないことについて是正勧告を行った。また、労働時間について実態調査を行い、不足額を支払うこと、タイムカード等客観的な方法にて労働時間を適正に把握することについて指導した。

【企業が実施した改善策】

労働者からの聴き取り調査や管理簿とのかい離について調査を行った結果、賃金不払残業が認められたことから、不払いとなっていた3か月間の割増賃金(約90名、約11,300時間分)を支払った。

また、自己申告制による時間管理を廃止し、タイムカードを導入の上、労働時間を適正に把握するよう改善策を講じた。